

奈良県公報

目次

〈告 示〉	ページ
○全国宝くじ事務協議会規約の一部変更	一
○奈良県保健医療計画の変更	一
○北和地域保健医療計画、中和地域保健医療計画及び南和地域保健医療計画の変更	四
〈県営水道企業管理規程〉	
○奈良県水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程	四
○県営水道の業務に従事する企業職員との給与に関する規程の一部改正	六
〈県営水道訓令〉	
○奈良県水道局行政文書規程等の一部を改正する規程	六

告 示

奈良県告示第六百六十号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和三十年四月奈良県告示第四百四十八号）の一部を次のように変更し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月三十一日
奈良県知事 柿本善也

第三条第二号中「千葉市」の下に「さいたま市」を加える。

奈良県告示第六百六十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第十項の規定により平成十年三

月奈良県告示第六百六十三号で告示した奈良県保健医療計画を次のとおり変更し、平成十五年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画の詳細は、奈良県福祉部健康局医務課、県内の各保健所及び奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県保健医療計画（概要）

第一編 総論

第一章 基本的事項

一 計画の趣旨

社会環境や保健医療環境の変化に対応し、包括的、継続的、合理的な保健医療提供体制を確立し、県民の健康を守り、活力ある地域社会を築いていくことを目的としています。

二 計画の基本理念

1 高度で適切・良質な保健医療サービスを提供するため、効率的、体系的な保健医療提供体制の充実を図ります。

2 生活習慣病などの疾病予防のために、日常生活の中で生涯を通じた積極的な健康づくり活動を支援する健康管理体制の充実を図ります。

三 計画の性格

1 県民の生きがいと誇りの持てる長寿社会の実現に向けて保健医療に方向性を示し、県民、行政、関係機関、関係団体等の保健医療活動の指針・目標となるものです。

2 医療法第三十条の三の規定に基づく医療計画です。

四 計画の期間

平成十五年度を初年度とし、平成十九年度までとします。なお、五年以内に再検討を行います。また、必要があると認められる場合は、その都度見直しを行います。

第二章 本県の概況

一 地勢と交通

二 人口

三 人口動態

<p>四 受療の動向</p> <p>五 保健医療関係施設の状況</p> <p>第二編 保健医療圏と基準病床数</p> <p>第一章 保健医療圏</p> <p>効率的な保健医療サービスを行うため、圏域を設定します。</p> <p>保健医療供給体制の整備を図る基本的な単位地域であり、県民の自由な受診を妨げるものではありません。</p> <p>1 一次保健医療圏</p> <p>主として外来診療等に対応する初期的な頻度の高い医療や、市町村が主体となる身近な保健サービスを提供する圏域として、県内四十七の保健医療圏を設定します。</p> <p>2 二次保健医療圏</p> <p>三次保健医療圏で対応する高度で特殊な保健医療サービスを除き、保健医療供給が過不足なく完結されることを目的として整備する圏域とし、奈良・東和・西和・中和・南和の五保健医療圏を設定します。</p> <p>3 三次保健医療圏</p> <p>高度で特殊な医療を提供する三次保健医療圏は全県を一つの圏域とします。</p> <p>二次保健医療圏</p>			
奈良	奈良市	東和	天理市、桜井市、月ヶ瀬村、都祁村、山添村、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村
西和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、高取町、明日香村、新庄町、当麻町、広陵町

<p>第二章 基準病床数</p> <p>基準病床数を次のとおり定めます。</p>											
<p>南和 五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村</p>											
病床の種類	区域	奈良	療養病床及び一般病床					東和	西和	中和	南和
			全	全	全	全	全				
感染症病床	全	二八	精神病床	全	二、九三八	結核病床	全	一三三	全	二二八	
病床の種類	区域	奈良	基準病床数(床)					東和	西和	中和	南和
			三、四七三	三、四二九	三、四二六	九六二	三、三六七	三、〇七七	三、〇七七	三、〇七七	

平成十五年三月一日現在の既存病床数は次のとおりです。

<p>3 医薬分業</p> <p>(五) 県立病院等の医療機能の充実</p> <p>(四) 高度専門医療機能の整備</p> <p>(三) 地域医療支援病院</p> <p>(二) 在宅医療の支援</p> <p>(一) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師を中心とした連携の推進</p>	<p>第三編 各論（保健・医療、健康づくりの充実）</p> <p>第一章 保健医療提供体制の整備</p> <p>一 機能を考慮した保健医療施設の整備</p> <p>1 保健施設</p> <p>2 医療施設</p> <p>3 その他の施設</p> <p>二 保健医療施設間の機能分担と連携</p> <p>1 保健所と市町村保健センター</p> <p>2 医療施設間の機能分担と連携</p>	感染症病床	結核病床	精神病床	療養病床及び一般病床			
		全県	全県	全県	南和	中和	西和	東和
		一六	二〇〇	二、九七九	八一八	三、五二五	三、三八二	二、八八〇
<p>第四章 多様な保健医療等のニーズへの対応</p> <p>七 県民の健康増進活動への支援</p> <p>六 歯科保健（医療）対策</p> <p>五 介護保険制度</p> <p>四 高齢者保健対策</p> <p>三 成人保健対策</p> <p>二 学校保健対策</p> <p>一 母子保健対策</p> <p>第三章 ライフステージに応じた健康増進</p> <p>九 その他の保健医療従事者</p> <p>八 歯科衛生士</p> <p>七 栄養士・管理栄養士</p> <p>六 理学療法士・作業療法士</p> <p>五 看護師・准看護師</p> <p>四 保健師・助産師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>一 医師</p> <p>第二章 保健医療従事者の確保</p> <p>六 保健・医療・福祉の連携</p> <p>五 へき地医療の推進</p> <p>四 災害時における医療の確保</p> <p>六 病院前救護体制</p> <p>5 救急医療情報システム</p> <p>4 小児救急医療体制</p> <p>3 三次救急医療体制</p> <p>2 二次救急医療体制</p> <p>1 初期救急医療体制</p> <p>三 救急医療体制の整備</p> <p>4 保健医療の情報化</p>								

- 一 生活習慣病対策
 - 1 がん対策
 - 2 循環器病対策
 - 3 糖尿病対策
 - 二 小児・周産期医療対策
 - 三 リハビリテーション対策
 - 四 結核・感染症対策
 - 五 難病対策
 - 六 腎不全対策
 - 七 精神医療対策
 - 八 地域精神保健福祉対策
 - 九 障害者(児)保健対策
 - 十 臓器移植・骨髄移植の推進
 - 十一 ターミナル・ケア対策
 - 十二 健康危機管理
 - 十三 医療安全管理対策の推進
- 第五章 健康を支える環境づくり
- 一 薬事対策
 - 二 食品の安全性の確保
- 第四編 計画の推進

奈良県告示第六百六十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第十項の規定により平成十年十二月奈良県告示第四百六十五号で告示した北和地域保健医療計画、中和地域保健医療計画及び南和地域保健医療計画を変更し、平成十五年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画の詳細は、奈良県福祉部健康局医務課、県内の各保健所及び奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

県営水道企業管理規程

奈良県営水道管理規程第五号

奈良県水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

(奈良県水道局事務分掌規程の一部改正)

第一条 奈良県水道局事務分掌規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(本庁の課)

第一条 水道局(以下「局」という。)に次の課を置く。

総務課

業務課

第二条業務課の項第十号中「送水管理センター」を「水道管理センター」に改める。

第三条の表中

奈良県送水管 理センター	大和郡山市 満願寺町	水道施設のうち送水施設の維 持管理に関すること。
奈良県水道建 設事務所	橿原市小房 町	水道施設に係る工事の施工に 関すること。

を

奈良県水道管 理センター	大和郡山市 満願寺町	水道施設のうち送水施設の維 持管理に関すること。 水道施設に係る工事の施工に 関すること。
-----------------	---------------	--

に改める。

水道局
各
各出先機関
課

第四条を次のように改める。

(水道管理センター)

第四条 奈良県水道管理センター(以下「水道管理センター」という。)に次の課を置く。

総務課

管理課

送水課

工務課

第五条中「送水管理センター」を「水道管理センター」に改め、同条中管理課の項中第一号から第八号までを削り、第九号中「第十号及び第十一号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第十号を同項第二号とし、同項第十一号を同項第三号とし、同項第十二号を削り、同項の前に次のように加える。

総務課

一 職員の服務に関する事。

二 公印及び文書に関する事。

三 配当予算の執行に関する事。

四 庁舎の管理に関する事。

五 局内他の所管に属さない土地及び施設の管理に関する事。

六 公用車の管理に関する事(他の所管に属するものを除く。)

七 用地の取得、管理及び補償の事務に関する事。

八 送水施設及び未使用施設にかかる占用料等に関する事。

九 工事並びに送水施設及び未使用施設に係る行政官庁への届出及び許認可申請に関する事。

十 その他他所内他課に属さないこと。

第五条に次のように加える。

工務課

一 水道施設の建設改良工事に係る設計及び施行管理に関する事。

二 水道施設の工事に係る工費用資材の管理に関する事。

三 工事に係る工法協議に関する事。

四 工事記録に関する事。

五 水道施設に係る電気、機械及び建築の工事に関すること。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とする。

(職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を削る。

第四条第一項第一号中「奈良県送水管理センター及び奈良県水道建設事務所」を「奈良県水道管理センター」に改める。

(奈良県水道局職員就業規程の一部改正)

第三条 奈良県水道局職員就業規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「総務課長」の下に、「(本庁の総務課長をいう。以下同じ。)」を加える。

(県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第四条 県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項第三号中「送水管理センター」を「水道管理センター」に改める。

(奈良県水道局職員安全管理規程の一部改正)

第五条 奈良県水道局職員安全管理規程(昭和六十三年六月奈良県営水道企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務課長」を「本庁の総務課長」に改める。

第八条第二項中「総務課長補佐」を「本庁の総務課長補佐」に改める。

第十七条中「総務課」を「本庁の総務課」に改める。

(奈良県営水道会計規程の一部改正)

第六条 奈良県営水道会計規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務課長」の下に、「(本庁の総務課長をいう。以下同じ。)」を、「及び総務課長補佐」の下に、「(本庁の総務課長補佐をいう。以下同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)
1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日に現に送水管理センター及び水道建設事務所に勤務を命ぜられている者で別に辞令の発せられない者は、この規程の施行の日に水道管理センターに勤務を命ぜられたものとする。

(奈良県営水道旅費規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 奈良県営水道旅費規程の一部を改正する規程(平成十四年三月奈良県営水道企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この規程による改正前の奈良県営水道旅費規程第五条第一号に掲げる」を「奈良県水道管理センターに勤務する」に改める。

(奈良県営水道旅費規程の一部を改正する規程の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規程による改正後の奈良県営水道旅費規程の一部を改正する規程の規定は、この規程の施行の日以後に発する旅行について適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

奈良県営水道管理規程第六号

水道局 各課
各出先機関

県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則の次の二項を加える。

(給与の特例)

2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間、企業職給料表(一)又は企業職給料表(二)の適用を受ける職員(以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、第二条から第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定

める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

一 企業職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が十級以上である職員百分の四

二 企業職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が八級又は九級である職員百分の三

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の二

3 前項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る手当(管理職手当、調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

県営水道訓令

奈良県営水道訓令第一号

水道局 各課
各出先機関

奈良県水道局行政文書規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

(奈良県水道局行政文書規程の一部改正)

第一条 奈良県水道局行政文書規程(平成二年三月奈良県営水道訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の二号を加える。

四 総務課 本庁の総務課をいう。

五 総務課長 本庁の総務課長をいう。

第十四条中、「係長」を削る。

第三十五条の見出し中「送水管理センター、建設事務所」を「水道管理センター」に改め、同条中「奈良県送水管理センター」を「奈良県水道管理センター」に、「送水管理センター」を「水道管理センター」に改め、「奈良県水道建設事務所(以下「建設事務所」という。)」及び「建設事務所にあつては第四欄に掲げる字句に

を削り、「第五欄に」を「第四欄に」に改め、同条の表を次のように改める。

第十三条		第十一条		第八条第二項		第七条		第六条第一項 第三号		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
総務課長		総務課長	総務課	水道局	それぞれの当該課	前項以外の公印	課長名	総務課	奈良水	奈良水	奈水セ	奈水セ	奈水セ 奈水浄 奈御浄
水道管理センター総務課長（以下この表において「センター総務課長」という。）		所長	センター総務課	奈良県水道管理センター	センター総務課	所長印	所長名	水道管理センター総務課（以下この表において「センター総務課」という。）					
管理課長		場長	管理課	奈良県桜井浄水場 奈良県御所浄水場	管理課	場長印	場長名	管理課					

各条		第三十三条	第三十条	第二十九条		第二十八条	第二十六条	第二十四条	第二十一条		第十九条第二項	第十四条
主務課長	主務課	総務課長	総務課長	総務課長	総務課	総務課長	総務課	総務課長	総務課	総務課	総務課長	課長補佐、課長
当該行政文書に係る事務を所掌する出先機関の各課長		センター総務課長	センター総務課長	センター総務課長	センター総務課	センター総務課長	センター総務課	センター総務課長	センター総務課	センター総務課	センター総務課長	課長、所長
		管理課長	管理課長	管理課長	管理課	管理課長	管理課	管理課長	管理課	管理課	管理課長	課長、場長

第六号様式の注一中「送水管理センター」に改め、同条第二号中「送水管理センター所長」を「水道管理センター所長」に改める。

（奈良県水道局事務決裁規程の一部改正）

第二条 奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中

奈良県送水管理センター	管理課長
奈良県水道建設事務所	総務用地課長

を

奈良県水道管理センター

総務課長

に改める。

（奈良県水道局職員被服等賞与規程の一部改正）

第二条 奈良県水道局職員被服等賞与規程（平成六年三月奈良県営水道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総務課長」の下に「（本庁の総務課長をいう。以下同じ。）」を加える。別表中「送水管理センター」を「水道管理センター」に改め、同表の水道建設事務所を削る。

（奈良県水道局自動車の管理及び使用に関する規程の一部改正）

第四条 奈良県水道局自動車の管理及び使用に関する規程（昭和四十三年六月奈良県営水道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務課」を「本庁の総務課」に改める。

第十条第二項中「総務課長」の次に「（本庁の総務課長をいう。以下同じ。）」を加える。

（奈良県水道局物品取扱規程の一部改正）

第五条 奈良県水道局物品取扱規程（昭和四十五年七月奈良県営水道訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「送水管理センター、建設事務所」を「水道管理センター」に改め、同条第二号中「送水管理センター所長、建設事務所所長」を「水道管理センター所長」に改める。

第四条中「総務課長」の下に「（本庁の総務課長をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条中「送水事務センター、建設事務所」を「水道管理センター」に改める。

第八条中「送水管理センター所長、建設事務所所長」を「水道管理センター所長」に改める。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一三一一〇（代）

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一一三五七七（代）

【定価】 一か月 九百円 一部売り 一枚につき十二円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。